

北魏をめぐる史書の展開

はじめに

非漢族として始めて中国を本格的に支配した北魏では、漢人官僚によってその歴史が編纂された。太武帝に仕えて北魏の華北統一に力があつた崔浩は、國史の記述を理由に殺害される。そののち、紀傳體による「魏書」の編纂を果たし得なかつた崔光を継いで、甥の崔鴻は『十六國春秋』を著した。だが、東魏の実力者である高澄は、これを批判する。高澄の弟である高洋が建国した北齊に仕えた魏收は、『魏書』を著した。しかし、それは「穢史」と批判される。魏收は、北齊の滅亡後、その墓を暴かれ骨を捨てられたという。

このように、漢人貴族が記した史書は、いずれも強い批判にさらされた。それでは、これらの史書は、何を目的に記され、何を批判されたであろうか。本稿は、これまで別々に論ぜられることの多かつた崔浩の「國史」、崔鴻の『十六國春秋』、魏收の『魏書』を通観することで、北魏をめぐる史書の展開を考察し、非漢族に仕える漢人貴族に求められた史書のあり方を考察するものである。

一、國史の獄

崔浩は、「清河の崔氏」出身で、曹魏の司空である崔林の六世孫にあたる。北魏の太武帝に仕え、その華北統一に大きく貢献した。太武帝の信任も篤く、神麴二(四二九)年に、國史編纂の総裁となり、神麴四(四三二)年には、司

徒に就任している。しかし、太平眞君十一年(四五〇)年、崔浩は誅殺された。その間の事情については、『魏書』崔浩傳は、次のように伝えている。

渡邊義浩

眞君十一年六月、(崔)浩を誅す。清河の崔氏は遠近と無く、范陽の盧氏・太原の郭氏・河東の柳氏は、皆浩の姻親なれば、盡く其の族を夷らぐ。初め郟標ら石を立て國記を銘刊す。①浩盡く國事を述べ、備にして典ならず。而るに石銘顯らかに衢路に在り。往來する行者、咸以て言を爲せば、事遂に聞え發す。有司浩を按驗し、祕書郎吏及び長曆生數百人の意狀を取る。②浩賅を受くるに伏し、其の祕書郎吏より已下盡く死す。③

崔浩が編纂した「國記」は、①「盡く國事を述べ、備にして典なら」ざるものであつた。このため、それを刻んだ石碑を見た人々が、②「咸以て言を爲」したので、「事」は太武帝に伝わつた。そこで有司が「祕書郎吏」以下の「意狀」(事情)を聴取したところ、崔浩は③「賅を受」けたことを理由に誅に伏した、というのである。

佐藤賢の整理によれば、崔浩の殺害理由に関する学説は、五種に大別できる。第一は、國史直筆の背景に、崔浩の胡族を卑しむ傾向が現れたとする説である。④崔浩の國史は、①「盡く國事を述べる」もので、「典」ではなかつたという。史書を著すうえで典範とすべきことについて、たとえば『文心雕龍』史傳篇は、次のように説明する。

乃の尊賢に隱諱するが若きは、固より尼父の聖旨にして、蓋し纖瑕は

Abstract

瑾瑜を玷す能はざるなり。奸慝に懲戒するは、實に⁽²⁾良史の直筆にして、農夫 耒を見れば、其れ必ず鋤るがごときなり。斯くの若きの科は、亦た萬代の一準なり⁽⁷⁾。

(1)「尊賢に隱諱す」べきという劉勰の主張は、『春秋公羊傳』閔公元年に、「春秋は尊者の爲に諱み、親者の爲に諱み、賢者の爲に諱む（春秋爲尊者諱、爲親者諱、爲賢者諱）」とある「春秋の義」に基づいている。また、(2)「良史の直筆」とは、「奸慝」を「懲戒」することである。すなわち、『魏書』崔浩傳は、崔浩が君主に対して本来は諱み隠さなければならぬ恥ずべき国事を書いた、と述べている。國史直筆の背景に崔浩の胡族を卑しむ傾向が現れたとする諸説は、崔浩傳の記述に則した学説と言えよう。

第二は、代國時代末期の苻堅による昭成帝の長安連行と道武帝の蜀追放という拓跋氏の祖先の屈辱的な史実を崔浩が直筆したことで、太武帝や胡族貴族の自尊心が傷つけられたとする周一良の説である。第一の「隱諱」しなかつた箇所をより具体的に指摘した説と言えよう。注(4)所掲佐藤論文は、当該時代の記述が鄧淵の手にかかり、崔浩の担当が明元帝・太武帝期であったことを理由に周説を否定するが、反証にならない。史官は、その用いる史料の由来を問わず、完成した史書の全責任を負うものだからである。たとえば、陳壽が『三國志』で曲筆を批判される箇所は、自ら著した蜀書だけではなく、王隱の『魏書』や魚豢の『魏略』に基づく魏書部分も含まれる⁽⁹⁾。国初の記述が鄧淵の手によるとしても、そこに見える皇帝家の屈辱を「隱諱」しなかつたことは、崔浩の責任である。

第三は、崔浩と共に國史編纂に関わつた高允の罪が不問に附されたため、國史直筆を誅殺の直接的な理由とはせず、崔浩ら漢族と胡族貴頭との民族衝突と事件を位置づける諸説である⁽¹⁰⁾。これも、胡漢対立に、崔浩誅殺の理由を求める見解の一つと言えよう。

第四に、川本芳昭⁽¹¹⁾は、胡漢対立を背景として尊重しながらも、事件を帝権の正統性を認めない華北名族層に対して、太武帝が下した鉄槌と捉える。國史編纂とは無関係の名族多数が族誅されたのは、中華皇帝としての力量を誇示しようとした太武帝の帝権確立・拡大への強い意志であった、とするので

ある。國史編纂という行為における皇帝権力の姿勢を明示した重要な見解と言えよう。

第五に、佐藤賢自身は、③「賂を受くるに伏し」を國史直筆問題で訴えられ、最終的に収賄罪で誅殺されたと解釈し、その背景に崔浩の「齊整人倫、分明姓族」という大望があつたとする。そして、崔浩誅殺事件には、胡漢対立という状況は見出し難く、崔浩が大望を実現できない中で行つた人事の不公平が、大部分の漢族官僚の反発を招いたことを誅殺の主因とする。だが、松下憲一が詳論するように、③は國史直筆問題から収賄罪での誅殺に変更とは解釈できない。賄賂を受け不正な記述を行つて皇帝を誹謗したと判断されて大逆不道罪になつた、とする松下の解釈が史料の文脈からも正しい。それでも、漢族官僚内での対立に注目し、崔浩の大望に國史事件の原因を求めることは、注目に値する。

崔浩の大望は、『魏書』盧玄傳に次のように伝えられている。

司徒の崔浩は、(盧玄の外兄なり。毎に玄と與に言ひ、輒ち歎じて曰く、「子眞に對へば、我をして懷古の情を更に深めしむ」と。①浩大いに人倫を齊整するに、姓族を分明せんと欲す。玄之に勸めて曰く、「夫れ制を創め事を立つるには、各々其の時有り。②此を爲すを樂ぶ者は、詎幾の人あるや。宜しく其れ三思すべし」と。浩時に當たりて異言無しと雖も、竟に納れず。③浩の敗るるは頗る亦た此に由るなり。

盧玄によれば、崔浩は、①「人倫」(人々)を「齊整」(序列化)するために、「姓族を分明」(姓族分定)したいと考えていた⁽¹⁴⁾。姓族分定は、やがて太和十九(四九五)年から翌年にかけて行われる、孝文帝の中心的な政策の一つで、漢族については、「范陽の盧氏」「清河の崔氏」「滎陽の鄭氏」「太原の王氏」の四姓を「清望」として最高位に置き、北魏帝室との通婚を認めた。四姓のほか、「隴西の李氏」と「趙郡の李氏」もこれに次ぐ名門とされ、あわせて五姓と称された。また、北族については、王室の元氏を最高位とし、漢族の四姓に準えて穆(丘穆陵・陸(步六孤)・賀(賀頼)・劉(獨孤・樓(賀樓)・于(勿怱于)・嵇(紇愛)・尉(尉遲)の八姓を漢姓に準じて一字姓として最高位に置き、帝室との通婚を許すものであつた⁽¹⁵⁾。やがて、孝文帝のとき、このように実行

される「姓族分定」を目指す崔浩に対して、盧玄は②それを願う者はどのくらい存在するのか、と諫めたのである。「魏書」は、これも③崔浩の失脚理由であったとする。

宮川尚志によれば¹⁶⁾、北魏の帝室と婚姻関係を結び得た漢人貴族は、公主を娶った「清河の崔氏○○」「河内の司馬氏」「勃海の高氏○○」「河東の裴氏」「京兆の韋氏○○」「太原の王氏○○」「敦煌の段氏」「弘農の楊氏」「趙郡の李氏○○」「河東の柳氏」と、外戚になった「博陵の崔氏」「清河の崔氏○○」「勃海の高氏○○」「勃海の封氏」「京兆の韋氏○○」「太原の王氏○○」「上谷の張氏」「滎陽の鄭氏○○」「趙郡の李氏○○」「滎陽の盧氏○○」「安定の胡氏」「長樂の馮氏」であるという(◎は「清望」、○は公主・外戚の双方を輩出)。

前掲の史料によれば、「清河の崔氏○○」である崔浩が誅殺された際、連坐したと記される「滎陽の盧氏○○」(盧度世、逃亡)・「太原の郭氏」(郭洪之、刑死。子の郭祚は逃亡)・「河東の柳氏」(柳光世、逃亡)のうち、「太原の郭氏」だけは北魏の帝室との婚姻関係を持たないが、それでも曹魏の車騎將軍である郭淮の末裔にあたる名門である。崔浩は、婚姻関係を漢人貴族の名門と結び、閉鎖的婚姻圏の形成を目指していたと考えてよい。

また、崔浩誅殺の際に逃亡した王寶興の父である王慧龍は、劉裕に敗れ江南から亡命してきた者である。崔浩の弟である崔恬は、王慧龍が「太原の王氏○○」であると聞いて、娘を嫁がせた。「太原の王氏」は代々赤鼻で知られるため、慧龍の大きな鼻を見た崔浩は、「信に王家の兒なり(信王家兒也)」(『魏書』卷三十八 王慧龍傳)と、人々にその美を称えた。これに対して、司徒の長孫嵩は、次のように批判する。

司徒の長孫嵩之を聞きて悦ばず。世祖に言ふに、其れ南人を嘆服するは、則ち國化を訕鄙するの意有るが以なりと。世祖怒り、浩を召して之を責む。浩冠を免ぎて陳謝して、釋さるるを得たり。

胡族の長孫嵩は、崔浩が、「太原の王氏」と称する王慧龍のような「南人」に感嘆するのは、「國化」(北魏の王化)を批判する意図がある、と「世祖」太武帝に告げた。太武帝の怒りに、崔浩は冠を脱いで陳謝している。やがて、劉宋から帰服した魯軌により、慧龍は王愉の女奴隷に僧彬が密通して生まれ

た子であると誹謗された。慧龍は、これにより太武帝に任用されなかった。現行の『魏書』卷三十八 王慧龍傳にも、「自ら太原晉陽の人と云ふ(自云太原晉陽人)」と記され、「太原の王氏」であることを認められていない。

鼻を証拠に弟の婿を真の「太原の王氏」であると吹聴して回った崔浩の姿からは、盧玄が「姓族分定」は時期尚早と止めた理由が見えてくる。五胡十六國の混乱により、漢人貴族たちの家譜は失われ、「姓族分定」し得る証拠が残っていないかった。そうした中で、「姓族分定」を試みることは、家譜を維持する南朝の貴族制の賛美へと繋がる。非漢族支配下の北魏において、過度な南朝貴族制の尊重は危険である。

それにも拘らず、崔浩は歩みを止めなかった。崔浩が文章を評価して拔擢した段承根も、『魏書』卷五十二 段承根傳には、「自ら漢の太尉たる頃の九世孫と云ふなり(自云漢太尉類九世孫也)」と記され、後漢の段熲の子孫であることは、自称とされている。

中書助教の人事の際、才能のある李訢を挙げず、親族を挙げた崔浩を批判した者が、「勃海の高氏○○」の高祐であったように(『魏書』卷四十六 李訢傳、南朝的な貴族制への移行を急ぐ崔浩の人事政策は、非漢族だけではなく、漢人貴族からも批判されていた)。

こうした崔浩への批判が、皇帝権力の強化を目指す太武帝の後押しとなった。太武帝は、胡漢の対峙性を背景としながら、崔浩の國史の避諱なき叙述を理由に、「國史の獄」を起した。だが、太武帝は、崔浩の係累が南朝への亡命を謀ったこともあり、半年後には恩赦を行っている。北魏の皇帝権力は、漢人貴族の支援なく、未だ国家権力の強化を行ない得なかった。それでも、國史の獄は、非漢族国家の正統性を保証する史書を漢人官僚がどのように描けばよいのか、という大きな問題を残したのである。

二、『十六國春秋』と大一統

「國史の獄」は、非漢族国家の北魏について、中華としての正統性をいかに表現するのかという問題と、漢人貴族の姓族分定あるいは国家的身分制としての貴族制の確立をどのように行うのかという問題を顕在化させた。焦眉

の急は、前者の解決であった。

崔浩のそれを含めた北魏の史書編纂の経緯については、次のように伝えられている。

始め魏初に鄧淵 代記十餘卷を撰す。其の後崔浩 史を典り、游雅・高允・程駿・李彪・崔光・李琰之、世々其の業を修む。^①浩は編年體と爲す。彪は始めて紀・表・志・傳を分作するも、書猶ほ未だ出でず。世宗の時、邢巒に命じて高祖起居注を追撰せしめ、書は太和十四年に至る。又^②崔鴻・王遵業に命じて焉を補續せしめ、下は肅宗に訖はり、事甚だ委悉たり。濟陰の王暉業、辨宗室錄三十卷を撰す。(魏) 收是に於て通直常侍の房延祐、司空司馬の辛元植、國子博士の刁柔・裴昂之、尙書郎の高孝幹と與に、博總し斟酌して、以て魏書を成す。^③

最初に著された鄧淵の史書は、未だ『代記』であり、中華の史書とは見なしたい。崔浩の國史は、①「編年體」であったが、李彪に至つて「紀・表・志・傳を分作」する紀傳體の著作となつた。編年體は、『春秋左氏傳』を祖とし、東晉期には紀傳體よりも史書の正統な体裁と見なされていた。^④それを排して紀傳體を採用した理由は、皇帝が並立したとき、本紀に誰を立てるのかにより、正統の所在を示しやすいためである。^⑤その際、李彪は、北魏が中華であることを次のように表現しようとしたという。

臣聞くならく、^①龍圖 出でて皇道 明らかに、龜書 見はれて帝德 和しきは、斯れ實に冥中の書契なり。……^②唯れ我が皇魏の中華を奄有するや、歳は百齡を越へ、年は十紀に幾し。太祖は違ふ弗きを以て基を開き、武皇は時を奉ずるを以て業を拓く。……伏して惟みるに、孝文皇帝、天地の寶を承け、祖宗の業を崇ぶ。景功 未だ就らざるに、奄かに崩殞す。凡百・黎萌、天地無きが若し。……^③先皇に大功二十有り、……三皇を四たびして五帝を六たびすと謂ふ可し。誠に宜しく功を竹素に書し、聲を金石に播くべし。……竊かに先朝の臣に賜はりし彪と名もつ者を尋ぬるに、^④遠くは則ち漢史の叔皮に擬へ、近くは則ち晉史の紹統に準ふ。名を推し義を求め、不能を罷めんと欲し、恩を荷ひ澤を佩び、死して後 已まん。……近くは則ち期月に就く可く、遠くは三年にして成るこ

と有らば、^⑤正本は之を麟閣に藏め、副貳は之を名山に藏さん。^⑥

(1) 龍と龜の瑞祥は、太和十六(四九二)年、孝文帝により北魏が晉の金徳を次ぐ水徳と定められたことに応じる。『魏書』卷一百一十二上 靈徵志上は、「龍は、鱗蟲なり、水に生ず(龍、鱗蟲也、生於水)」と『洪範論』を引き、白龍が京師の家人の井戸の中に現れたことを太武帝崩御の兆と解釈する。また、『魏書』卷一百一十二下 靈徵志下は、孝文帝の延興二(四七三)年に、「京師 大龜を獲(京師獲大龜)」という象を伝える。

そうした天の加護を受けた(2)「皇魏」は、すでに百年を超えて「中華」を領有しており、とりわけ(3)「先皇」孝文帝の功績は高く、三皇五帝を超越するほどである。その功績を記す李彪は、(4)名を後漢の班彪(叔皮)、西晉の司馬彪(紹統)と同じくする。班彪とその子の班固が著した『漢書』は、「古典中國」を規範として後世に伝え、司馬彪の『續漢書』、就中その八志は、「儒教國家」再編の鑑とすべき後漢「儒教國家」の諸制度をまとめたものであつた。^⑦そうした二人と名を同じくする李彪が編纂する史書は、北魏を中華の正統國家をして示すのに相応しい。(5)「正本」を納めるといふ「麟閣」は前漢の名臣を描いたことが『漢書』に記され、「副貳」を「名山」に「藏」めることは『史記』太史公自序を典拠とする。こうして北魏を正統な中華として示す準備が進められたと考えてよい。^⑧

しかし、李彪を継承した崔光、その甥の②「崔鴻」らに至つても、起居注の整備は「肅宗」(孝明帝)まで終わつたものの、國史の編纂は完成しなかつた。崔光から「史功 成らず、歿するに遺恨有り。汝ら吾の故を以て、並びに名位を得たり。勉めよ、勉めよ。死を以て國に報いよ(史功不成、歿有遺恨。汝等以吾之故、並得名位。勉之、勉之。以死報國)」(『魏書』卷六十七 崔光傳)と勉勵された甥の崔鴻が、「魏書」を完成し得なかつたのは、「國史の獄」の原因となつた國初の記事の表現という問題を抱えていたことによる。その解決を試みた成果が、『十六國春秋』である。

崔鴻は『十六國春秋』を著した理由について、次のように述べている。

昔 晉惠 競はず、華戎 亂れ起る。……中原 主無きこと、八十餘年なり。^①遺晉は僻遠にして、勢略は孤微なり。民は兵革に殘はれ、歸控す

る所靡し。^②皇魏の幽・代に龍潛せしとき、世々公劉より篤くし、内は徳政を修め、外は諸僞に抗へば、并・冀の民、懷寶の士、襁負して至る者、日月に相尋ぐ。邠岐の太王に赴き、謳歌の西伯に歸すが難く、實に年を同じくして語る可し。^③太祖道武皇帝神武の姿を以て、金行の運を接ぎ、天に應じ民に順ひ、龍飛して命を受く。太宗世を必し光を重ね、業は玄默を隆んにす。^④世祖は雄才にして叡略あり、威靈を闡耀し、農戦兼ね修め、氛穢を掃清す。歳四紀に垂として、寰宇一同せり。僂耳の文身せしもの長、卉服し斷髪せしもの酋、朔を請ひ職に率はざるは莫く、譯を重ねて庭に來たり。隱かに鴻濟の澤を愍み、三たび擊壤の歌を樂しむ。百姓始めて陶然として蘇息し、堯舜の世に欣ぶを得たり。^⑤晉の永寧より以後、所在に兵を稱げ、競ひて自ら尊び樹つと雖も、而れども能く邦を建て氏を命じ、成りて戰國と爲る者は、十有六家あり。善惡・興滅の形、用兵・乖會の勢、亦た以て之を將來に垂れ、勸戒を昭明するに足る。但だ諸史殘缺し、體例全からず、編録紛謬し、繁略所を失はば、宜しく審かに不同を正し、定めて一書と爲すべし。^⑥

崔鴻は、西晉の惠帝の世から始まった混乱の中、①「遺晉」（東晉）は、遠方にあり勢力が弱小で民はそこに集まれなかった、という。「遺晉」という表現について、川本芳昭は、魏收の『魏書』が「僭晉」と東晉を呼ぶことと比べながら、崔鴻がその心底において東晉を決して「僭僞」とは考えていなかった、と指摘する。首肯し得る見解である。

そのころの北魏は、いまだ②「幽・代」を支配する代國として「龍潛」していたが、周の諸王にも劣らないほど徳を修めたことで、③「太祖」道武帝のときに「龍飛」して、晉の「金行」を継承して天命を受ける。「龍潛」「龍飛」は、『周易』乾卦を踏まえながらも、前掲した瑞祥に呼応する表現である。注(25)所掲川本論文によれば、北魏が、土徳から西晉の金徳を継いだ水徳となるのは、孝武帝のときであり、ここでの記述は、孝武帝以降の正統性を先取りした記述となる。

さらに北魏は、④「世祖」（太武帝）のときに、「寰宇一同」した。このため、「僂耳の文身せしもの長、卉服し斷髪せしもの酋」が、通訳を重ね

て朝貢に來たとする。「寰宇」は、天下すべてを指す場合と、『集韻』のように「王者の畿内」を指す場合とがある。現在の海南島にあたる「僂耳」、『尚書』禹貢篇で揚州の「島夷」の習俗とする「卉服」、『漢書』地理志で越の習俗とする「斷髪」「文身」の首長たちが朝貢した、という続きの文を読むと、前者の意味、すなわち、太武帝は華北だけではなく、中国全体を統一したようにも読み取り得る。

その場合、劉宋はどのように位置づけられるのか。魏收の『魏書』は、劉裕を「島夷」と明記するが、ここにはそうした記述はない。「天下」や「海内」などを用いず、「寰宇」という比較的新しい語彙を用い、対句を破綻させてまでも「島夷」ではなく「卉服」を用いているところに、崔鴻の苦心を窺い得る。

こうした歴史認識に基づき、⑤西「晉の永寧」年間(三〇一―三〇二年)以後の十六國の史書を整理して著したものが、崔鴻の『十六國春秋』なのである。^⑥

しかし、『十六國春秋』は、すぐに公開されることはなかった。その間の事情について、『魏書』崔鴻傳は、次のように伝えている。

(崔)鴻は^①二世江左に仕へ、故に僭晉・劉・蕭の書を録せず。又識者之を責むるを恐れ、未だ敢て外に出だし行はしめず。世宗其の撰録するを聞き、散騎常侍の趙邕を遣はして鴻に詔して曰く、「聞くならく卿諸史を撰定し、甚だ條貫有りと。便ち成る者に隨ひて送呈す可し。朕機事の暇に當たりて之を覽ん」と。^②鴻其の書國初と相涉り、言に失體多く有り、且つ既より未だ訖はらざるを以て、奏聞せざるに迄^③る。

崔鴻は、いわゆる「北齊民」²⁸で、曾祖父の崔曠と父祖の崔靈延の①「二世」は、劉宋に仕えている。魏收はそれを理由として、「故に僭晉・劉・蕭の書を録」さず、そのために責められることを恐れて、著書を公開しなかったと説明する。南朝の諸國家を『十六國春秋』に収録しなかったことは、太武帝が「寰宇」を「一同」していない事実を理念的にも承認することになる。「春秋の筆法」において、これは認められることではない。②「失體」は、この

ほかに、梶山智史が論ずるような、元號の用い方にも見られる。ただし、本書のもともとの名称が『春秋』である以上（注25）所掲川本論文）、各国が定めた元號をそのまま用いることは、「失體」とまでは言えない。

重要なことは、「國初」、すなわち北魏以前の部分について、西晉と東晉の元號を用いて十六國の記事を編年したことである。そして、「言に失體」と明記される以上、注（8）所掲周論文が指摘する北魏の帝室の不名誉な記事もここに含まれよう。

この結果、『十六國春秋』の公開は遅れ、北魏末の孝莊帝期となり、崔鴻の子孫たちも失脚する。そうした中で、史書は漢族に編纂させるべきではない、との主張も採用される。⁽³⁰⁾ こうして北魏をめぐる史書の編纂は、北齊期の魏收まで進展しなかったのである。

三、穢史

魏收は、鉅鹿郡の出身で、前漢の魏無知の子孫といい、祖母を「趙郡の李氏○○」、母を「博陵の崔氏」に持つ、名門漢族の出身である。太學博士に起家し、散騎侍郎として二十六歳で「起居注」を編纂し、國史を併せ修めた。女性へのだらしなさを批判されたが、その才は、「在朝に今魏收有るは、便ち是れ國の光采なり（在朝今有魏收、便是國之光采）」（『北史』卷五十六 魏收傳）と称えられた。学問としては、たとえば「二王三恪の制」について、禮學官が推す鄭玄説を排して、王肅・杜預説を支持し、それを承認させるほど儒教に通じていた（『北史』卷五十六 魏收傳）。このため魏齊革命の際、魏收は、漢人官僚の中心である楊愔の推挙により、禪代の詔冊を作成している。

魏收が『魏書』を編纂し得たのは、母と同宗の崔暹が高澄に勧めたことによる。崔暹は高澄のもと、山東士族の子弟を御史に抜擢して結束を図り、勳貴に対抗していた。⁽³¹⁾ 父の高歡は、「此の人當に復た崔光と爲るべし（此人當復爲崔光）」と、魏收を崔光に準えた。そして、「我が後世の身名、卿の手に在り（我後世身名、在卿手）」と、魏收に高氏の正統性を史書に残すよう念を押しした（『北史』卷五十六 魏收傳）。

北齊の天保五（五五四）年に完成した『魏書』⁽³²⁾は、崔浩の「國史の獄」で

露呈した①中華としての正統性の表現と、②漢人貴族の氏族分定あるいは国家的身分制としての貴族制の確立と、③の克服を目指した『十六國春秋』で露呈した④「大一統」の史書での表現という、三つの課題を抱えていた。

魏收は、第一に①については、本紀冒頭の「序紀」に、北魏創建以前の歴史をまとめ、⁽³³⁾ 國初の記事を「紀」として、他の十六國から屹立させる。そして、漢（火德）→曹魏（土德）→晉（金德）→北魏（水德）という五德終始説に基づき、北魏を中華の正統国家に位置づけた。もちろん、北齊に仕える魏收は、東魏→北齊を北魏の正統な後継者としたため、西魏→北周を受け継ぐ隋唐帝国に、その正統性が繋がらなかった。⁽³⁴⁾ それでも、『魏書』は、かつて李彪が思い描いた①中華の正統性を明示する史書となった。

また、「嘎仙洞石刻文」に明らかのように、太武帝のときには、北魏は君主の称号として「可寒」・「可敦」を用いていた。それが『魏書』に記録されないのは、魏收が鮮卑的な習俗を野卑として削除したためである。⁽³⁵⁾ 同じく、「文成帝南巡碑」の碑陰に残る鮮卑独特の官職名が『魏書』にないことも、異民族支配を連想させる記述を排除するため、魏收が削除したことによる。⁽³⁶⁾ さらに、『魏書』にない國號としての「代」も、各種石刻・文書史料には用いられている。⁽³⁷⁾ 魏收が、崔浩の「國史の獄」を踏まえながら、慎重に北魏成立以前の拓跋氏の歴史を描いていることを理解できよう。

第二に、③について魏收は、崔鴻の『十六國春秋』が、東晉を「遺晉」とすることに對し、「僭晉司馬睿」という列傳のほか、劉宋を「島夷劉裕」、南齊を「島夷蕭道成」、梁を「島夷蕭衍」として、列傳で扱っている。『宋書』が北魏を索虜傳とすることへの対抗もあるうが、⁽³⁸⁾ 「大一統」を否定する『宋書』に對して、魏收は南朝の王位を認めない。

史臣曰く、「蕭塗泥の中に競ひ、蝸角の戦を同じし、或いは年纔かに三紀、或いは身終はりを獲ざりき。而るに名を江徼に偷み、自ら王者に擬す。之を遂古に考ふるに、未だ前聞せざる所なり。昔句踐は貢を致して世を延ばし、夫差は長を争ひて後に死す。兩寇之を吳越に方ぶるに、乃る劣らざらんか」と。⁽⁴⁰⁾

魏收は、島夷蕭道成・島夷蕭衍傳の「史臣曰く」において、南齊と梁を「自

ら王者に擬」すだけの存在とし、これを春秋末期の吳・越にも劣るとする。魏收は、北魏こそ南朝を滅ぼして③大一統を達成すべき①中華の正統国家であることを南朝の王権を全面的に否定することにより明確に表現している。

『魏書』は、高澄、そして高歡の期待に心え得る、北魏の中華としての正統性を十全に表現した史書と言えよう。

それでも、『魏書』が「穢史」と批判されたのは、ひとえに②漢人貴族の「姓族分定」とも言い得る、史書による国家的身分制としての貴族制の確立に失敗したことによる。

『魏書』について、その記事が公平ではないと訴え出た者は、百名を超えたという。

時論 既に（魏）收の史を著はすこと平らかならざるを言ふ。文宣收に詔して、尙書省に於て、諸家の子孫と與に共に論討を加へしむ。前後に投訴するもの、百有餘人あり、其の家世々の職位を遺すと云ふ。或いは其の家記録に見（あらは）れずと云ひ、或いは妄りに非毀有りと云ふ。收皆狀に隨ひて之に答ふ。⁴¹

「文宣帝」高洋は、非難に対して、尙書省で討論をするよう魏收に詔を下した。魏收の「史を著はすこと平らかならざる」内容である「世々の職位を遺す」「記録に見れず」「妄りに非毀有り」とは、たとえば、具体的には次のようなものであった。

范陽の盧斐、父の同族祖たる玄の傳の下に附出せらる。頓丘の李庶の家傳は、其の本是れ梁國蒙の人と稱せらる。斐・庶譏議し、史書直しからずと云ふ。收は性急なれば、其の憤に勝へず、誣を啟して其れに屠害を加へんと欲す。帝大いに怒り、親しく自ら詰責す。⁴²

范陽の盧斐は、父の盧同の伝記が族祖である盧玄の附傳とされたこと、頓丘の李庶は、その本貫を頓丘郡ではなく梁國蒙縣とされたことを「史書直しからず」と主張した。誰かの附傳とされることは、その家が貴族の宗族内において、大宗ではないことを定める。「范陽の盧氏」を形成する個々の貴族の家に取って、それは看過できない問題であった。もちろん本貫の変更が、貴族の「郡望」を損なうことは言うまでもない。こうした貴族の存立を揺る

がす史書の記述への批判に対して、魏收は怒り、誣告して二人に罪を加えようとした。文宣帝は自ら双方を詰問する。

斐曰く、「臣の父は魏に仕へ、位儀同に至り、功業顯著たり。名は天下に聞ゆるも、收と親無くんば、遂に傳を立てられず。博陵の崔綽は、位本郡の功曹に至り、更に事迹無くも、是れ收の外親なれば、乃ち傳首と爲る」と。收曰く、「綽は位無しと雖も、道義嘉す可し。傳を合はす所以なり」と。帝曰く、「卿何に由りて其の好人なるを知る」と。收曰く、「高允曾て綽の爲に讃し、道德有りと稱す」と。帝曰く、「司空は才士、人の爲に讃を作らば、正應に稱揚すべし。亦た如し卿人の爲に文章を作らば、其の好き者道を道ふに、豈に能く皆實ならんや」と。收以て對ふる無く、戰慄するのみ。⁴³

盧斐は、父の盧同は儀同三司に至り名声が天下に聞こえたのに、魏收と親しくなかつたために、独立した傳を立てられなかつた。一方、名位のない「博陵の崔綽」は、魏收の外親であるために「傳首」に立てられた、と主張する。文宣帝の追及に、魏收は応答できなかつた。通常であれば、罰せられるのは魏收である。ところが、文宣帝は盧斐らを罰する。

但れども帝先に收の才を重んずれば、罪を加ふるを欲せず。時に太原の王松年も亦た史を謗り、斐・庶及竝に罪を獲、各々鞭を被り甲坊に配せられ、或いは因りて以て死に致る。盧思道も亦た罪に抵てらる。⁴⁴

文宣帝が魏收をかばい、『魏書』を批判していた盧思道（『隋書』卷五十七 盧思道傳）と共に、盧斐・李庶・王松年らを罰したのは、『魏書』を撰する際の「敕」を守つたことによる。『魏書』の編纂を魏收に専任した文宣帝は、「敕」を下して、「好く直筆せよ。我終に魏の太武と作り、史官を誅せず（好直筆。我終不作魏太武、誅史官）」（『北史』卷五十六 魏收傳）と述べていた。当然、事態は収束せず、『魏書』を「穢史」とする批判が展開された。⁴⁵

その際に、魏收が、批判されることを承知のうえで、あえて漢人貴族のあり方を『魏書』により規定しようとする思いを持っていたことは、注目に値する。

（楊）愔嘗て（魏）收に謂ひて曰く、「此れ謂ふに、不刊の書なれば、

之を萬古に傳ふべしと。但だ恨むらくは諸家の枝葉の親姻に論及し、過ぎて繁碎と爲り、^①「舊史の體例と同じからざるのみを」と。收曰く、「任に^②中原の喪亂に因り、人士の譜牒、遺逸して略ぼ盡く。^③是を以て具さに其の枝派を書す。望むらくは公^④過ちを觀て仁たるを知り、以て責を尤むを免かれんことを」と。^④

④「過を觀て仁たるを知」るは、『論語』里仁篇の「子曰く、「民の過つや、各々其の黨に於てす。過ちを觀て斯に仁たるを知る」と（子曰、民之過也、各於其黨、觀過斯知仁矣）」を踏まえる。すなわち、魏收は非難される理由を分かっているながら、②「中原の喪亂に因り、人士の譜牒、遺逸して略ぼ盡く」きていふことを理由に、①「舊史の體例」とは異なっても、『魏書』の編纂を通じて、③「諸家の枝葉」まで、漢人貴族に対する「氏族分定」を行おうとしたのである。

偏向はその過程で生じた。魏收は、単に諸家の家譜を集めて、それを列傳に編纂し直すのではなく、君主権力との近接性に応じて、国家的身分制としての貴族制を『魏書』の記述により形成しようとしたのである。『史通』卷十二外篇古今正史は、魏收が(1)北齊におもねり北魏を貶め、北朝に対して南朝を貶め、(2)自分の愛憎により列傳を立て、(3)權勢に媚び、時の権力者のために佳傳を作った、と批判する。その通りであろう。「穢史」との批判は、(2)・(3)に対して行われた。^④

ただし、尾崎康が述べるように^④、(2)と(3)とは並立ではなく、愛憎は政治的なものである。佳傳を立てたと非難された者は、魏收と親しい者はもとより、ともに文宣帝擁立の中心的存在であった。^④魏收は、北齊の君主権力との近さに基づき、国家的身分制としての貴族制を再編しようとしたのである。文宣帝が、誤りは魏收にあると気づきながらも、史官を罰しないという敕を最後まで守った理由である。

『魏書』の列傳は、百七十一家以上の家譜を収めており、原則として一家一傳とする。^④ここでは、傳首に誰を掲げるのか、あるいは立傳されるか否かは、国家が史書により、漢人貴族の貴族制における地位を定めることになる。注(47)所掲尾崎論文によれば、魏收は、「太原の王氏」に不信を表明し、「滎

陽の鄭氏」もさして重んぜず、「河東の薛氏」も否定したという。魏收は、『魏書』の編纂を通じて、家譜を集大成するだけでなく、北齊の君主権力との近接性に基づく貴族制の再編により、国家的身分制としての貴族制を明示しようとしたのである。漢人貴族の命を懸けた抵抗が、続いた理由である。

一方で、孝文帝の氏族分定により家柄が明確に定められた北人は、魏收の『魏書』を批判していない。^⑤魏收は、北齊による大一統に備えて、北人に準えて、漢人貴族の本貫を確定し家譜を整理して、貴族制を国家のもとに収斂しようとしたのである。

このため、『魏書』への不満は止まなかった。天保十(五五九)年、文宣帝が崩御し、そののち楊愔も誅殺されると、魏收は『魏書』の改訂に応じ、^⑤漢人貴族に対する「氏族分定」の達成を諦めるのである。

おわりに

崔浩と魏收は、ともに皇帝の信任を受けた大官であった。漢人貴族が、処罰を恐れず、かれらの著した史書、就中『魏書』を批判したのは、國史に立傳されることが、国家による家譜の承認となり、それが貴族の家門を定めるためである。国家的身分制である貴族制下における貴族の地位は、西晉以来、五等爵により定まってきたが、^⑥五等爵は勲功により成り上がった北族や、寒門・寒人にも賜与される。また、貴族の存立基盤である文化の専有を基準とすれば、南朝からの亡命貴族が、明らかに北朝の漢人貴族の上位に位置する。そうしたなかで、北朝の漢人貴族は、貴族の存立基盤を五等爵や文化の専有にはなく、家門の承認、具体的には貴族として代々高位に就いてきたことを記した家譜の承認に求める必要があった。北朝における漢人貴族の家門確立への衝動が、二人の著者に襲いかかったのである。

それでも皇帝権力によって守られ続けた『魏書』は、氏族評定で確立した北人貴族の地位と共に、漢人貴族の家門を定め、そして大一統の必要性を明示する史書となった。沈約の『宋書』が、江南を「中華」とし、大一統のための北伐を否定することに対して、五胡や南朝を列傳に位置づける『魏書』は、北朝による南北統一への動きの魁となる史書だったのである。

ここでは、史書は、民族の起源から国家の正統性を定めるだけでなく、貴族の社会的地位をも定めるものとなっている。国家による「正史」の編纂が必然となる理由である。この課題については稿を改めて論ずることにしたい。

注

- (1) 北魏における修史については、陳謙仁「北魏修史略論」(『結網編』東大図書股份有限公司、一九九八年)に概観されている。
- (2) 『魏書』卷三十五 崔浩傳。崔浩については、崔浩を廢佛の首謀者とする塚本善隆「北魏太武帝の廢仏毀釈」(『支那仏教史』一四、一九三七年、『塚本善隆著作集』第二卷、大東出版社、一九七四年に所収)、それを否定する春本秀雄「北魏の法難と太武帝について」(『宮沢正順博士古稀記念論文集』青史出版、二〇〇四年)、圖識の禁絶を論じる峯崎秀雄「崔浩の凶讖禁絶について」(『大正大学綜合佛敎研究所年報』八、一九八六年)、經學との関わりを論じる姚立偉「崔浩与北魏經學」(『唐山師範學院學報』三七一、二〇一五年)、天人思想を論じる孫險峰「崔浩「天人思想」考」(『哲學·思想論叢』二五、二〇〇七年)などがある。
- (3) 眞君十一年六月、誅(崔)浩。清河崔氏無遠近、范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏、皆浩之姻親、盡夷其族。初郝標等立石銘刊國記。①浩誣述國事、備而不典。而石銘顯在衢路。往來行者、咸以爲言、事遂聞發。有司按驗浩、取祕書郎史及長曆生數百人意狀。②浩伏受賅、其祕書郎史已下盡死(『魏書』卷三十五 崔浩傳)。
- (4) 佐藤賢「崔浩誅殺の背景」(『歴史』一〇三、二〇〇四年)。また、中国の研究は、劉国石「近二〇年来崔浩之死研究概観」(『中国史研究動態』一九九八、一九九八年)、陳謙仁「北魏崔浩案的研究与討論」(『史原』二二、一九九七年)、趙義鑫「崔浩研究綜述」(『德州學院學報』三五、二〇一九年)などに整理されている。
- (5) 宮崎市定「九品官人法の研究―科挙前史」(東洋史研究会、一九五六年、『宮崎市定全集』6、岩波書店、一九九二年に再録)、陳寅恪「崔浩与寇謙之」(『嶺南學報』一一一、一九五〇年、『陳寅恪集 金明館叢稿初編』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇一年に所収)、谷霽光「崔浩国史之獄与北朝門閥」(『史林漫拾』福建人民出版社、一九八二年、『谷霽光史學文集』四、江西教育出版社、一九九六年に所収)、何茲全「崔浩之死」(『文史哲』一九九三、一九九三年)などの説である。
- (6) 『文心雕龍』史傳篇の史學論については、渡邊義浩「『文心雕龍』の史學論」(『六朝學術學會報』二二、二〇二〇年)を参照。
- (7) 若乃¹⁾尊賢隱諱、固尼父之聖旨。蓋織瑕不能玷瑾瑜也。奸慝懲戒、實²⁾良史之直筆、農夫見莠、其必鋤也。若斯之科、亦萬代一準焉(『文心雕龍』卷四 史傳篇)。
- (8) 周一良「関于崔浩史獄」(『中華文史論叢』一九八〇、一九八〇年)。
- (9) 『晉書』卷八十二 陳壽傳。陳壽の『三國志』については、渡邊義浩「陳壽の『三國志』と蜀学」(『狩野直禎先生傘寿記念三國志論集』三國志学会、二〇〇八年、『西

晉「儒敎国家」と貴族制」に所収)を参照。

- (10) 王伊同「崔浩国書獄疑」(『清華學報』一一、一九五七年)、曹小文「崔浩国史案の原因探析」(『廊坊師範學院學報』二二、二〇〇六年)、王朝峰「交流与融合的犧牲 淺談崔浩之死」(『唐山師範學院學報』三〇、二〇〇八年)など多くの研究がある。なお、呂思勉「崔浩論」(『呂思勉讀史札記』上海古籍出版社、一九八二年)は、崔浩の謀反の発覚に誅殺理由を求め、注(4)所掲佐藤論文の批判の通り、首肯できない。
- (11) 川本芳昭「景穆太子と崔浩―北魏太武帝による廢仏前後の政局をめぐって」(『東方學』九一、一九九六年、『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年に所収)。注(4)所掲佐藤論文は、誅殺された者と連坐しなかつた者の調査により、事件はその後の漢族社会にそれほどの影響を及ぼしていない、と川本に反論する。だが、川本の主張は、皇帝権力の方向性にあり、数は問題ではない。また、王永平「崔浩之南朝情結及其与南土之交往考析」(『學術研究』二〇〇八、二〇〇八年)は、南朝との関わりを重視する。なお、石田德行「胡族政權下における漢人貴族―再び崔浩被誅事件を中心にして」(『歴史學研究』三三三、一九八六年)、趙心瑞「北魏政治家崔浩死因再探」(『大同職業技術學院學報』一七、二〇〇三年)なども参照。
- (12) 松下憲一「北魏崔浩国史事件―法制からの再検討」(『東洋史研究』六九、二〇一〇年)。
- (13) 司徒崔浩、(盧)玄之外兄。每與玄言、輒歎曰、對子眞、使我懷古之情更深。①浩大欲齊整人倫、分明姓族。玄勸之曰、夫創制立事、各有其時。②樂爲此者、詎幾人也。宜其三思。浩當時雖無異言、竟不納。③浩敗頗亦由此(『魏書』卷四十七 盧玄傳)。
- (14) 遼耀東「崔浩世族政治的理想」(『從平城到洛陽―拓跋魏文化變遷的歷程』中華書局、二〇〇六年)は、「齊整人倫」と「分明姓族」を土庶區別と清濁を区分することと解釈する。
- (15) 宮崎市定「九品官人法の研究―科挙前史」(前掲)、唐長孺「論北魏孝文帝定姓族」(『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局、一九八三年、『唐長孺文集』二、中華書局、二〇一一年)。また、孝文帝の政治全体の中での姓族分定の意義については、田村実造「北魏孝文帝の政治」(『東洋史研究』四一、一九八二年)を参照。
- (16) 宮川尚志「北朝における貴族制度(上)」(『東洋史研究』八四、一九四三年)。また、遼耀東「拓跋氏与中原土族的婚姻關係」(『從平城到洛陽―拓跋魏文化變遷的歷程』前掲)も参照。
- (17) 司徒長孫嵩聞之不悅。言於世祖、以其曠服南人、則有鄙鄙國化之意。世祖怒、召浩責之。浩免冠陳謝、得釋(『魏書』卷三十八 王慧龍傳)。
- (18) 始魏初鄧淵撰代記十餘卷。其後崔浩典史、游雅・高允・程駿・李彪・崔光・李琰之、世修其業。①浩爲編年體。彪始分作紀・表・志・傳、書猶未出。世宗時、命邢

- 嚮追撰高祖起居注、書至太和十四年。又^②命崔鴻・王遵業補續焉、下詔肅宗、事甚委悉。濟陰王暉業、撰辨宗室錄三十卷。(魏)收於是與通直常侍房延祐、司空司馬辛元植、國子博士刁柔・裴昂之、尚書郎高孝幹、博總斟酌、以成魏書(『魏書』卷一百四 自序)。
- (19) 東晉における紀傳體の尊重が、杜預の「春秋左氏傳序」に基づくことは、渡邊義浩「春秋左氏伝序」と「史」の宣揚(『狩野直禎先生米寿記念 三國志論集』三國志学会、二〇一六年)、「干宝の『晉紀』と『左伝体』」(『東洋研究』二〇四、二〇一七年)を参照。
- (20) 三皇帝が並立した三國時代について、陳壽が曹魏にのみ本紀を設け正統を示したことは、渡邊義浩「陳壽の『三國志』と蜀学」(『狩野直禎先生米寿記念 三國志論集』三國志学会、二〇〇八年)、「西晉『儒教国家』と貴族制」汲古書院、二〇一〇年に所収)を参照。
- (21) 臣聞、^①龍圖出而皇道明、龜書見而帝德昶、斯實冥中之書契也。……^②唯我皇魏之奄有中華也、歲越百齡、年幾十紀。太祖以弗違開基、武皇以奉時拓業。……伏惟孝文皇帝、承天地之寶、崇祖宗之業。景功未就、奄焉崩頽。凡百・黎明、若無天地。……^③先皇有大功二十、……可謂四三皇而六五帝矣。誠宜功書於竹素、聲播於金石。……竊尋先朝賜臣名彪者、^④遠則擬漢史之叔皮、近則準晉史之紹統。推名求義、欲罷不能、荷恩佩澤、死而後已。……近則期月可就、遠也三年有成。^⑤正本蘊之麟閣、副貳藏之名山(『魏書』卷六十一 李彪傳)。
- (22) 『漢書』が「古典中國」を規範として後世に伝えたことは、渡邊義浩「漢書学の展開と『古典中國』」(『東洋研究』二二二、二〇一九年)、『古典中國』の形成と王莽汲古書院、二〇一九年に所収)を参照。司馬彪の『續漢書』が「古典中國」の制度を伝えることは、渡邊義浩「司馬彪の修史」(『大東文化大学漢学会誌』四五、二〇〇六年)、『西晉『儒教国家』と貴族制』前掲)を参照。
- (23) 佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」(『東洋史研究』六四一、二〇〇五年)は、孝文帝の漢化政策により中華王朝として生まれ変わったという自覚が、「魏史」として現れた、としている。
- (24) 昔晉惠不競、華戎亂起。……中原無主、八十餘年。^①遺晉僻遠、勢略孤微。民殘兵革、靡所歸控。^②皇魏龍潛幽・代、世篤公劉、内修德政、外抗諸僞、并・冀之民、懷寶之士、襁負而至者、日月相尋。雖邪岐之赴太王、謳歌之歸西伯、實可同年而語矣。^③太祖道武帝以神武之姿、接金行之運、應天順民、龍飛受命。太宗必世重光、業隆玄默。^④世祖雄才叡略、闡曜威靈、農戰兼修、掃清氛穢。歲垂四紀、而寰宇一同。儻耳文身之長、并服斷髮之節、莫不請朔率職、重譯來庭。隱愍鴻濟之澤、三樂擊壤之歌。百姓始得陶然蘇息、欣於堯舜之世。^⑤自晉永寧以後、雖所在稱兵、競自尊樹、而能建邦命氏、成爲戰國者、十有六家。善惡・興滅之形、用兵・乖會之勢、亦足以垂之將來、昭明勸戒。但諸史殘缺、體例不全、編錄紛謬、繁略失所、宜審正不同、定爲一書(『魏書』卷六十七 崔光傳附崔鴻傳)。
- (25) 川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」(九州大学東洋史論集 二五、一九九七年)、「魏晉南北朝時代の民族問題」前掲)に所収。また、胡克森「北魏的正統与漢化」(『史林』二〇一五、二〇一五年)も参照。
- (26) 町田隆吉「資治通鑑考異」所引「十六国春秋」及び「十六国春秋鈔」について、司馬光が利用した「十六国春秋」をめぐって(『国際学レビュー』一一二、二〇〇〇年)は、現行の「十六国春秋」より優れるとされる『資治通鑑』が利用し得た『十六国春秋』を原本の五分の程度のものとし、『太平御覽』編輯部に引く『十六国春秋』の佚文の重要性を説く。このほか、『十六国春秋』については、陳長琦・周群「十六国春秋」散佚考略(『學術研究』二〇〇五、二〇〇五年)、『趙儷生』「十六国春秋」(『晋書・載記』対読記)、『史学史研究』一九八六、一九八六年)、韓傑「北魏時期十六国史」的撰述(『史学史研究』一九八九、一九八九年)、五胡の会(編)『五胡十六国朝史輯佚』(燎原書店、二〇一二年)などを参照。
- (27) 崔鴻^①世仕江左、故不録僭晉・劉・蕭之書。又恐識者責之、未敢出行於外。世宗聞其撰錄、遣散騎常侍趙邕詔鴻曰、聞卿撰定諸史、甚有條貫、便可隨成者送呈。朕當於機事之暇覽之。^②鴻以其書有與國初相涉、言多失體、且既未訖、迄不奏聞(『魏書』卷六十七 崔光傳附崔鴻傳)。
- (28) 北齊民については、谷川道雄「拓跋国家の展開と貴族制」(『岩波講座世界歴史』五、古代五、一九七〇年)を参照。
- (29) 梶山智史「北朝における東清河崔氏」崔鴻『十六国春秋』編纂の背景に関する一考察(『史林』九六、二〇一三年)。
- (30) 『魏書』卷八十一 山偉傳に、「國史は鄧淵・崔琛・崔浩・高允・李彪・崔光より以還、諸人相繼ぎて撰録す。碁偶及び(山)偉ら、上黨王天穆及尒朱世隆に詔ひ説くに、以爲へらく、「國書は正に代人に應ひて修緝せしむべし。宜しく之を餘人に委ぬべからず」と。是を以て碁・偉ら更々大籍を主るも、守舊するのみ、初めて述著するもの無し。故に崔鴻の死後より、偉の身の終はる迄の二十許載、時事蕩然たるも、萬に一だに記さず。後人筆を執るに、憑據する所無し。史の遺闕せしは、偉の由なり(國史自鄧淵・崔琛・崔浩・高允・李彪・崔光以還、諸人相繼撰録。碁偶及(山)偉等、詔說上黨王天穆及尒朱世隆、以爲、國書正應代人修緝。不宜委之餘人。是以碁・偉等更主大籍、守舊而已、初無述著。故自崔鴻死後、迄終偉身二十許載、時事蕩然、萬不記一。後人執筆、無所憑據。史之遺闕、偉之由也)」とある。
- (31) 佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」(前掲)谷川道雄「拓跋国家の展開と貴族制」(前掲)を参照。
- (32) 『魏書』の概略については、内田吟風「魏書の成立に就いて」(『東洋史研究』二一六、一九三七年)、「魏收の史学の特徴については、周一良「魏收之史学」(『燕京学報』一八、一九三五年)、「周一良集」一、一九九八年に所収)、「龐天佑「魏收の史学思想」(『中国史学思想通史』魏晉南北朝卷、二〇〇三年)、「張峰「魏書の編纂特色与史学價值」(『求是学刊』四四一一、二〇一七年)を参照。

(33) 『魏書』序紀の内容について、吉本道雄「魏書序紀考証」(『史林』九三—三、二〇一〇年)は、道武帝期の歴史認識を保存していると主張する。序紀とそれ以外の史料との関係については、楼勁「北魏開国時期的文明程度—記載と評価」(『北魏開国史探』中国社会科学出版社、二〇一七年)を参照。

(34) 西魏→北周→隋を正統とする魏澹(撰)『魏書』九十二卷や、唐の張大素(撰)『後魏書』二百卷が編纂された理由である。瞿林東「関于魏澹《魏書》義例之批評思想の批評」(『四川師範大学学报』社会科学版、四五一四、二〇一八年)を参照。

(35) 紀游「一個千古求索的重要史迹—記大興安嶺北段的拓跋鮮卑石室」(『文史知識』一九八二—七、一九八二年)。また、町田隆吉「北魏太平真君四年拓跋燾石刻祝文をめぐる—「可寒」「可敦」の称号を中心として」(『アジア諸民族における社会と文化—岡本敬二先生退官記念論集』国書刊行会、一九八四年)も参照。

(36) 川本芳昭「魏晉南北朝時代における民族問題研究についての展望」(『中国の歴史—世界—統合のシステムと多元的発展』東京都立大学出版会、二〇〇二年)。

(37) 松下憲一「北魏の国号「大代」と「大魏」」(『史学雑誌』一一三—六、二〇〇四年)、『北魏胡族体制論』北海道大学大学院文学研究科、二〇〇七年に所収。

(38) 『宋書』が成立直後から北朝に伝わっていることは、吉川忠夫「鳥夷と索虜のあいだ—典籍の流传を中心とした南北文化交流史」(『東方学報』七二、二〇〇〇年)を参照。

(39) 『宋書』が「大一統」を否定することは、渡邊義浩「沈約『宋書』と南朝意識」(『東洋文化研究所紀要』一七八、二〇一〇年)を参照。

(40) 史臣曰、二蕭競塗泥之中、同蝸角之戰、或年纔三紀、或身不獲終。而偷名江徼、自擬王者。考之遂古、所未前聞。昔句踐致貢而延世、夫差爭長而後死。兩寇方之吳越、不乃劣乎(『魏書』卷九十八 鳥夷蕭道成 鳥夷蕭衍傳)。

(41) 時論既言(魏)收著史不平。文宣詔收、於尚書省、與諸家子孫共加論討。前後投訴、百有餘人、云遺其家世職位。或云其家不見記錄、或云妄有非毀。收皆隨狀答之(『北史』卷五十六 魏收傳)。

(42) 范陽盧斐、父同附出族祖玄傳下。頓丘李庶家傳、稱其本是梁國蒙人。斐・庶譏議、云史書不直。收性急、不勝其憤、啟誣其欲加屠害。帝大怒、親自詰責(『北史』卷五十六 魏收傳)。

(43) 斐曰、臣父仕魏、位至儀同、功業顯著。名聞天下、與收無親、遂不立傳。博陵崔綽、位至本郡功曹、更無事迹。是收外親、乃爲傳首。收曰、綽雖無位、道義可嘉。所以合傳。帝曰、卿何由知其好人。收曰、高允曾爲綽讀、稱有道德。帝曰、司空才士、爲人作讀、正應稱揚。亦如卿爲人作文章、道其好者、豈能皆實。收無以對、戰慄而已(『北史』卷五十六 魏收傳)。

(44) 但帝先重收才、不欲加罪。時太原王松年亦諍史、及斐・庶竝獲罪、各被鞭配甲坊、或因以致死。盧思道亦抵罪(『北史』卷五十六 魏收傳)。

(45) 『北史』卷五十六 魏收傳に、「然れども猶ほ羣口沸騰するを以て、救して魏史は

且く施行すること勿かれとし、羣官をして博く議せしむ。家事有る者は署に入り、不實ある者は牒を陳ぶを聽す。是に於て衆口諠然として、號して穢史と爲す。投牒する者相次ぎ、收以て之に抗ふこと無し(然猶ほ羣口沸騰、救魏史且勿施行、令羣官博議。聽有家事者入署、不實者陳牒。於是衆口諠然、號爲穢史。投牒者相次、收無以抗之)」とある。なお、『魏書』は「穢史」ではないとする瞿林東「説《魏書》非「穢史」」(『江漢論壇』一九八五—五、一九八五年)、張莉「魏書」穢史、説必須推翻(『運城學院学报』二〇〇六—一、二〇〇六年)などもある。

(46) (楊)愔嘗謂(魏)收曰、此謂、不刊之書、傳之萬古。但恨論及諸家枝葉親姻、過爲繁碎、與舊史體例不同耳。收曰、往因中原喪亂、人士譁牒、遺逸略盡。是以具書其枝派。望公觀過知仁、以免尤責(『北史』卷五十六 魏收傳)。

(47) 尾崎康「魏書成立期の政局」(『史学』三四—三・四、一九六二年)。また、岡崎文夫「魏收穢史」(『文化』一一五、一九三四年)、楊必新「門閥制度与『魏書』穢史之名」(『合肥學院学报』社会科学版、二〇〇八—六、二〇〇八年)、柴凡「『魏書』穢史問題新証」(『中華文史論叢』二〇一七—四、二〇一七年)も参照。

(48) 『北史』卷五十六 魏收傳に、「時に左僕射の楊愔、右僕射の高徳正の二人、勢は朝野を傾け、(魏)收と皆親あり。收遂て其の家の爲に並びに傳を作る。二人史の不實なると言ふを欲せず、訴辭を抑塞し、文宣の世の終はるまで、更めて重ね論せず(時左僕射楊愔、右僕射高徳正二人、勢傾朝野、與(魏)收皆親。收遂て其の家並び傳。二人不欲言史不實、抑塞訴辭、終文宣世、更不重論)」とあるように、文宣帝のもとで政權を握っていた楊愔と高徳正のために、魏收は「不實」な傳を作っている。なお、北齊の政治史における漢人貴族については、谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(『増補 隋唐帝國形成史論』筑摩書房、一九九八年)を参照。

(49) 魏晉南北朝時代の家譜については、多賀秋五郎「中国宗譜の研究」上巻(日本学術振興会、一九八一年)、史書との関わりについては、李伝印「魏晉南北朝時期史学与政治的關係」(華中科技大学出版社、二〇〇四年)を参照。

(50) 北人については、『魏書』卷一百十三 官氏志に、氏族志が収録されている。松下憲一「北朝正史における代人」(『北魏胡族体制論』前掲)によれば、それは、北齊における北族貴族制の再編成が意図されたものであり、孝文帝の「氏族詳定」を引き継ぐ正統なものであるという。首肯すべき見解である。

(51) 『北史』卷五十六 魏收傳に、「其の後、羣臣多く魏史の不實なるを言はば、武成復た救して更に審らかならしむ。(魏)收又廻換し、遂に盧同の爲に傳を立て、崔綽は反りて更めて附に出だす。楊愔の家傳に本云ふ、「有魏より以來、一門なるのみ」と。是に至りて此の八字を改む。又先に弘農華陰の人と云ふも、乃ち自ら弘農と云ふと改む。以て王慧龍の自ら太原の人と云ふに配す。此れ其の失なり(其後、羣臣多言魏史不實、武成復救更審。《魏》收又廻換、遂爲盧同立傳、崔綽反更附出。楊愔家傳本云、有魏以來、一門而已。至是改此八字。又先云弘農華陰人、乃改自云弘農。以配王慧龍自云太原人・此其失也)」とあり、魏收は最終的に盧同の

主張を認めたほか、楊愔を「弘農の楊氏」としていた記述を改めている。

(52) 魏末・西晉において、五等爵制と州大中正の制が結合して、国家的身分制としての貴族制が成立し、そこで承認された「貴族」と、本来の文化的存立基盤を持つ貴族とが乖離したことについては、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」『史学雑誌』一一六―三、二〇〇七年、『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収）を参照。

Developments in Written Histories Concerning the Northern Wei

Yoshihiro WATANABE

Abstract

The Northern Wei was the first non-Han dynasty to gain full control of part of China, but the accounts of its history were compiled by Han-Chinese officials. However, Cui Hao 崔浩, who served the emperor Taiwudi 太武帝 and played an important role in the unification of North China by the Northern Wei, was put to death on account of certain passages in the official history of the Northern Wei. Subsequently, carrying on from Cui Guang 崔光, who had been unable to accomplish the compilation of a history of the Wei in the biographic-thematic style, his nephew Cui Hong 崔鴻 wrote the *Shiliuguo chunqiu* 十六国春秋. But this was criticized by Gao Cheng 高澄, the paramount official in the Eastern Wei. Wei Shou 魏収, who served the Northern Qi, founded by Gao Cheng's younger brother Gao Yang 高洋, wrote the *Weishu* 魏書, which was, however, criticized for being a “salacious history” (*huishi* 穢史). It is said that, after the fall of the Northern Qi, Wei Shou's grave was opened and his remains were scattered.

Cui Hao and Wei Shou were both high-ranking officials who were trusted by the emperor. The reason that Han-Chinese aristocrats, unafraid of possible punishment, criticized their histories, especially the *Weishu*, was that having a biography included in an official dynastic history led to state recognition of a family's genealogy, which in turn signified the establishment of an aristocratic family. There was a need for Han-Chinese aristocrats of the Northern Dynasties to seek the basis of their continued existence as aristocrats in recognition of their family's lineage, specifically recognition of a genealogy recording the fact that family members had held high rank as aristocrats for generations, rather than in the system of five grades of nobles, which ensured the existence of the “aristocracy,” or in their monopoly on culture, the basis of the aristocracy's existence. The impulse of Han-Chinese aristocrats of the Northern Dynasties to establish their family lineages bore down on the above two authors. Nonetheless, the *Weishu*, which continued to be protected by imperial power, became a history that established the family lineages of Han-Chinese aristocrats as well as the positions of aristocrats among northerners, which had been established by the determination of hereditary clans, and clearly indicated the need for “great unity.” The *Weishu*, which relegated the “five barbarian tribes” and the Southern Dynasties to its collected biographies (*liezhuan* 列伝), was a history that served as a harbinger of moves by the Northern Dynasties to unify North and South China.